第 4017 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2010年)$ 平成22年 6月 14日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

◆ 中小企業の会計に関する指針の改正

Q:中小企業の会計に関する指針(中小企業の会計指針)が改正され、個別注記が改正されたとか。どのようになったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

さきごろ、中小企業の会計に関する指針が一部改正されました。個別注記の変更もその一つで、変更は、①会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く)の個別注記表と②会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表について、次のようにされました。

- (1)継続企業の前提に関する注記①×、②×
- (2)重要な会計方針に係る事項に関する注記① ○、②○
- (3)貸借対照表に関する注記①×、②○
- (4) 損益計算書に関する注記①×、②○
- (5)株主資本等変動計算書に関する注記①○、 ②○
- (6) 税効果会計に関する注記①×、②○
- (7)リースにより使用する固定資産に関する注 記①×、②○
- (8)金融商品に関する注記①×、②○
- (9)賃貸等不動産に関する注記①×、②○
- (10) 持分法損益等に関する注記①×、②×
- (11) 関連当事者との取引に関する注記①×、 ②○
- (12) 一株当たり情報に関する注記①×、②○
- (13) 重要な後発事象に関する注記①×、②○
- (14) 連結配当規制適用会社に関する注記①×、 ②×
- (15) その他の注記①〇、②〇







